

工場場立地法の届出について

特定工場を新設／変更する際には、工場立地法による届出が必要です

【特定工場の要件】

【業種】 製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力・地熱・太陽光発電所除く）

【規模】 敷地面積 9,000 m²以上、または建築面積 3,000 m²以上

【基準となる面積率（敷地面積に対する面積の割合）】

「明石市工場立地法地域準則条例」及び「明石市地域未来投資促進法に基づく準則を定める条例」により、以下の緩和基準が適用されます。

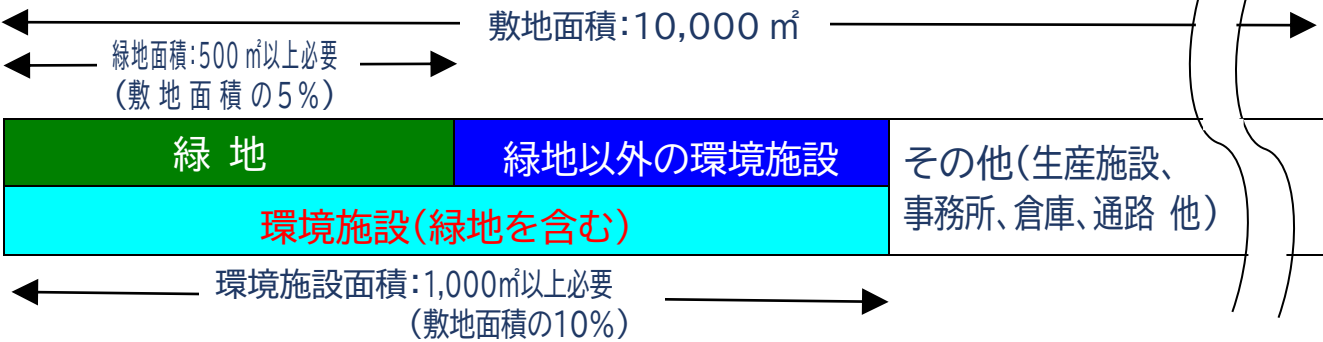
区域		生産施設	緑地	環境施設 (注1)	重複緑地 (注2)	周辺配置 (注3)
南二見 (二見臨海工業団地)		30%～ 65%以下 (業種により異なる)	1%以上	1%以上	0.5%以下	1%以上
南二見以外	工業地域 工業専用地域		5%以上	10%以上	2.5%以下	10%以上
	準工業地域		10%以上	15%以上	5%以下	15%以上
	その他の地域		20%以上	25%以上	5%以下	15%以上

(注1)環境施設・・・修景施設（噴水等）、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設、調整池、野菜畑。（美観整備、一般開放等の諸条件あり） ※緑地も環境施設に含まれます

(注2)重複緑地・・・屋上庭園、パイプ下の芝生、藤棚、グラスパーキング等

(注3)周辺配置・・・敷地の周辺部分（境界線から対面する境界線までの距離の 1/5 程度の部分）に配置する環境施設

緑地・環境施設の基準値の例（※ 区域＝工場地域（南二見以外）、敷地面積＝10,000 m²の場合）



※緑地5%以上、環境10%以上が必要	パターン1		パターン2		パターン3		パターン4	
緑地	500m ² (5%)	○	800m ² (8%)	○	200m ² (2%)	×	800m ² (8%)	○
緑地以外の環境施設	500m ² (5%)	—	200m ² (2%)	—	800m ² (8%)	—	100m ² (1%)	—
環境施設(緑地を含む)	1000m ² (10%)	○	1000m ² (10%)	○	1000m ² (10%)	○	900m ² (9%)	×
基準適合	適合		適合		不適合		不適合	

【提出書類】

用地取得・工事着工する前に届出が必要です。

< 提出書類の例（変更届出の場合） >

1. 【様式第1（第6条）】「特定工場新設（変更）届出書（一般用）」
2. 【別紙1】「特定工場における生産施設の面積」
3. 【別紙2】「特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置」
4. 【様式例第2】「生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図」
5. 【様式例第4】「特定工場の新設等のための工事の日程」
6. 「届出の概要」
7. 「準則計算表」、「変更の経緯及び準則計算の数値表」

※原則、届出日の91日後以降に着手可能です。期限短縮を希望する場合は、上記の「1.【様式第1（第6条）】」に代わり「様式B」を使用してください。

※届出内容に応じて上記以外の書類も必要となります。詳しくは、市HP等で必ずご確認ください。

※緑地面積率等の基準緩和が適用される場合は、「準則計算表」での準則計算において、緩和後の基準値を用いて計算してください。

※特定工場の要件に該当しない敷地面積 1,000 m²以上の工場は、県「工場立地の適正化に関する条例」及び県「環境の保全と創造に関する条例」の対象施設となります。

【届出様式・FAQ等（参考URL）】

明石市HP「工場立地法に基づく各種届出について」
（提出書類の書式がダウンロード可能）

<https://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/sangyou_ka/shokhogyo/koujourittihou/koujourittihou_todokede.html>



経済産業省HP「工場立地法」
（工場立地法の概要・関連法令、ガイドライン・FAQ他）
<https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/index.html>

＜お問い合わせ、提出先＞

明石市 環境産業局 産業振興室 商工政策課

TEL: 078-918-5098 FAX: 078-918-5126

Mail: sansei@city.akashi.lg.jp